

経済労働局指名業者選定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 経済労働局が所管する委託等の契約に関する事務の公正かつ適正な執行を確保することを目的として、経済労働局指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務の範囲)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審査する。

- (1) 業者の指名選定に関すること。
- (2) 契約方法の決定に関すること。
- (3) 賃貸借に係る機種選定に関すること。
- (4) その他特に委員会に付すべき事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、第1指名業者選定委員会及び第2指名業者選定委員会に区分し、それぞれの名称、委員長、副委員長、委員所掌事務は次のとおりとする。

名称	構成員	所掌事務
第1指名業者 選定委員会	(委員長) 経済労働局長 (副委員長) 産業政策部長 (委員) 経営支援部長 観光・地域活力推進部長 都市農業振興センター所長 イノベーション推進部長 労働雇用部長 公営事業部長 中央卸売市場北部市場長 産業政策部庶務課長 その他委員長が指名する者	第2条の所掌 事務の範囲の うち予定価格 が500万円 以上のものを 原則として扱 う。
第2指名業者 選定委員会	(委員長) 産業政策部長 (副委員長) 産業政策部庶務課長 (委員) 産業政策部企画課長 経営支援部経営支援課長 労働雇用部労政担当課長 その他委員長が指名する者	第2条の所掌 事務の範囲の うち予定価格 が500万円 未満のものを 原則として扱 う。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長または委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議の呼称は、第2条第3号について審査する際は「機種選定委員会」と呼び替えるものとする。

(業者の選定基準)

第5条 委員会は、指名業者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無、その他の信用状態
- (2) 過去の本市における業務実績の成績
- (3) 現在の契約業務の状況
- (4) 当該業務についての技術的適性
- (5) その他必要な事項

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、産業政策部庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成5年5月24日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成7年6月5日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成8年4月15日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

(経済局指名業者選定委員会要綱の廃止)

2 経済局指名業者選定委員会要綱(平成5年5月24日経済局長専決)は、廃止する。

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。